

愛知県生産活動拡大支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 愛知県生産活動拡大支援事業費補助金（以下「補助金」という。）は、就労継続支援事業所で働く障害者の賃金・工賃の確保を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響による発注の減少等に伴い生産活動が停滞している就労継続支援事業所に対し、新たな生産活動への転換や、販路開拓、生産活動に係る感染防止対策の強化等を通じて、事業所の生産活動を拡大するために必要な経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「補助対象事業所」とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業所をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条に基づき、就労継続支援A型または就労継続支援B型の指定を受けた県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市及び一宮市を除く。）の事業所であること。
- (2) 補助金の申請を行う日の属する月において、1人以上の利用者に対して(1)の指定障害福祉サービスを提供していること。
- (3) 「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、令和2年度の工賃（賃金）実績を県に報告していること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月以降の生産活動収入が、事業開始後最初の生産活動収入が発生した月（以下「事業開始月」という。）に応じ、下表のいずれかの要件に該当すること。

事業開始月	要件
令和元年4月まで	ア 令和3年4月以降の1か月の生産活動収入が、前々年同月比で50%以上減少した月（対象月）があること。（※1）
	イ 令和3年4月以降の連続する3か月の生産活動収入が、前々年同月比で30%以上減少した期間（対象期間）があること。（※2）
令和元年5月から令和元年12月まで	ウ 令和3年4月以降の1か月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月（対象月）があること。
	エ 令和3年4月以降の連続する3か月の生産活動収入が、事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間（対象期間）があること。
令和2年1月から令和2年3月まで	オ 令和3年4月以降の1か月の生産活動収入が、事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入と比べて50%以上減少した月（対象月）があること。
	カ 令和3年4月以降の連続する3か月の生産活動収入が、事業開始月

	から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に3を乗じた額と比べて30%以上減少した期間（対象期間）があること。
--	---

※1 新型コロナウイルスの影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、1か月の生産活動収入が平成31年1月から3月までの同月と比較して50%以上減少した月も対象月とすることができる。

※2 新型コロナウイルスの影響により、令和2年1月から令和2年3月における生産活動収入の減少が認められ、本要件に該当しない場合においては、連続する3か月の生産活動収入が平成30年11月から平成31年3月までの同期間と比較して30%以上減少した期間も対象期間とすることができる。

2 この要綱において「補助事業」とは、補助対象事業所が、生産活動の拡大に向けて、令和3年4月1日以降に開始（債務の発生を含む。）した事業のうち、知事が必要と認める事業をいう。

3 この要綱において「補助対象経費」とは、補助事業の実施のため、「就労支援の事業の会計処理の基準」（平成18年10月2日付け社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知別紙）で示された就労支援事業会計から支出する下表の費用（右欄の対象経費に該当する経費に限る。）のうち、知事が必要と認める経費をいう。

	対象となる費用	対象経費
①	新たな生産活動への転換等に要する費用	賃金、謝金、旅費、共済費、報酬、給料、職員手当等、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕費（改造費））、会議費、役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金
②	通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路拡大等に要する費用	
③	経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用	
④	生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用	

（交付の対象）

第3条 補助金は、補助対象事業所を運営する法人であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす法人に交付する。

- (1) 事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）、事業復活支援金、緊急事態措置またはまん延防止等重点措置の規制緩和に係る月次支援金その他本事業と支援内容が重複すると知事が認める国又は自治体の経営支援策の給付を受けていないこと。
- (2) 平成29年4月以降に、法第49条及び第50条による勧告、命令、指定の取消し等を受けていないこと。

（補助金の額）

第4条 補助金の交付額は、補助対象事業所ごとに算出した補助額の合計とする。

- 2 前項の規定に関わらず、1法人当たりの補助金の交付額の上限は120万円とする。ただし、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市及び一宮市並びに県外において、就労継続支援事業所を運営する法人の補助金の交付額の上限は、120万円の範囲内で別に定める。

3 補助対象経費の補助上限額は、下表のとおり

	対象となる費用	補助上限額
①	新たな生産活動への転換等に要する費用	15万円
②	通信販売、宅配、ホームページ制作等新たな販路開拓に要する費用	5万円
③	経営コンサルタント派遣等経営改善に要する費用	5万円
④	生産活動を行うために必要な感染防止対策に要する費用	5万円

4 補助額は、前項①から④の対象となる費用ごとに、下表の基準額と補助対象事業所からの申請額を比較し、低い方の額とする。(前項の補助上限額を超える場合は、補助上限額) なお、算出された補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

また、補助対象事業所における各補助対象経費の算出した補助額の合計額が、30 万円を超える場合は、30 万円となる。

要件	基準額
ア	対象月の前々年同月を含む事業年度(※3)の年間生産活動収入 － (対象月の生産活動収入×12)
イ	対象期間の前々年同期間を含む事業年度(※4)の年間生産活動収入 － [(対象月の生産活動収入÷3)×12]
ウ	事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額 － (対象月の生産活動収入×12)
エ	事業開始月から令和元年12月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額 － [(対象期間の生産活動収入÷3)×12]
オ	事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額 － (対象月の生産活動収入×12)
カ	事業開始月から令和2年3月までの月平均の生産活動収入に12を乗じた額 － [(対象期間の生産活動収入÷3)×12]

※3 ※1に該当する場合には、対象月の比較した月を含む事業年度。

※4 ※2に該当する場合には、対象期間と比較した期間を含む事業年度。

(申請手続)

第5条 規則第3条の規定による申請書は様式1のとおりとし、その提出部数は1部とする。

2 前項の規定による申請書の提出期限は、令和4年2月28日とする。

3 申請は、提出期日までに、郵送により行うものとする。なお、提出期日後に到着した申請書は無効とする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付に際して付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業の予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により

取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 補助事業による取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（申請の取下げ）

第 7 条 規則第 7 条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から 15 日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第 8 条 補助事業は、令和 4 年 3 月 31 日までに完了しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

（補助事業遅延の報告）

第 9 条 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 10 条 規則第 13 条に定める実績報告書は様式 2 のとおりとし、その提出部数は 1 部とする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して 30 日を経過した日又は令和 4 年 3 月 31 日のいずれか早い期日までとする。ただし、交付決定の時点で補助事業が完了している場合には、交付決定の日から起算して 30 日を経過した日又は令和 4 年 3 月 31 日のいずれか早い期日までとする。

（補助金の交付）

第 11 条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の返還）

第 12 条 第 6 条第 4 号に規定する期間を経過する前に、事業所を休止又は廃止し、法第 50 条により指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止を受けたときは、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の残存価格の全部又は一部を県に納付させることがある。

2 不正受給（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治 40 年法律

第 45 号) 各本条に規定するものをいう。) に触れる行為のほか、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い、又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない補助金を受けることをいう。) 等が発覚した場合は、交付を受けた補助金の全額に、交付を受けた日の翌日から返還の日まで、年 3 % の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその 2 割に相当する額を加えた額を県に納付しなければならない。

(関係帳簿の整備)

第 13 条 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(調査)

第 14 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員にその事業所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(消費税等仕入控除税額報告書)

第 15 条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合も含む。)には、速やかに知事に報告し、指示を受けなければならない。

2 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。